

## 事務連絡

平成29年3月9日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課

各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課

各都道府県私立学校主管部課

各國公私立大学担当課

各國公私立高等専門学校

御中

小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を

受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

厚生労働省医政局医療経営支援課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

### ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）

ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進については、平成28年3月、内閣官房が事業者・施設管理者が行っているテロ対策の好事例を「ソフトターゲットにおけるテロ対策のベストプラクティス」として取りまとめ、文部科学省からも各位に対して、ソフトターゲットとなり得る事業者・施設管理者にこれを周知し、実施可能な対策について可能な限り講じるよう推奨したところであり、各学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）においては各都道府県警察や自治体の危機管理部局等と連携を図りながら、既に取り組んでいただいているところです。

一方、昨年には空港・地下鉄が狙われたベルギー・ブリュッセルにおける連続テロ事件（3月）などが発生したように、ソフトターゲットに対するテロ事案が頻発しているところ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控える我が国においてもソフトターゲットにおけるテロ対策をより一層深化・強化していく必要があります。

そこで、今般、内閣官房が関係省庁と連携して、「ソフトターゲットにおけるテロ対策のベストプラクティス」につき、伊勢志摩サミットに際してソフトターゲットとなり得る事業者・施設管理者が導入・実施したテロ対策を新たに盛り込む等の改訂をいたしました（別添参照）。

担当課におかれては、学校がテロの標的となり得る点を踏まえ、別添を参考にしながら、警察機関等との連携の強化等、学校においても実施可能な対策については、各学校の実情に応じて取り入れるようお願いします。

また、国民保護計画も踏まえた体制整備を図るとともに、これまで実施していた避難訓練と併せ、国民保護法第42条第1項が規定する国民の保護のための措置に係る訓練についても、各自治体の危機管理担当部局と連携して推進するようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては、所管又は所轄の学校法人等及び学校に対して、各国立大学担当課におかれては、各附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、それぞれ周知されるようお願いします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課

交通安全係

電話 03-5253-4111（内線2695）

# ソフトターゲットにおけるテロ対策のベストプラクティス

平成28年3月29日初版

平成29年1月27日改訂

## 1 テロ対策への意識の向上・取組体制の構築

テロ対策の責任者を指定するとともに、施設の従業員全員がテロ情勢等についての危機意識を共有し、組織全体としてテロ対策に取り組むための態勢を構築する。その際、テロ等各種事案に応じた対処マニュアルを整備し、従業員に周知することや、定期的に訓練を実施することなども効果的である。

### テロ対策の責任者・担当者の指定・設置

施設のテロ対策を担う責任者・担当者を指定・設置し、テロ発生時の対応要領の作成、テロ対処訓練の実施、資機材の管理・整備等に当たらせる。

### 全従業員による日常的な警戒活動の実施

従業員の日常業務に不審者・不審物の探索等の警戒活動を組み入れ、結果について報告する体制を構築する。

また、施設利用者がアクセスする場所に加え、倉庫や従業員用トイレなど従業員・出入業者のみがアクセス可能な場所も常に整理整頓を心掛け、不審物の探索等を容易にする。



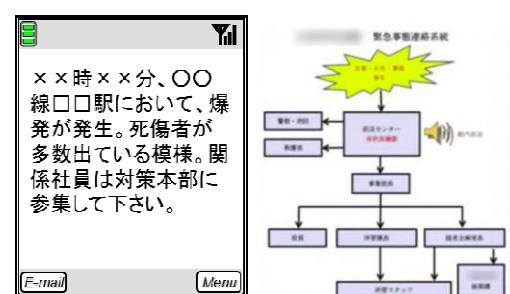
### 警察機関等との連携の強化

警察機関等との連携を強化し、テロに対する危機意識の共有、テロ情勢の把握、専門知識の獲得に努めるとともに、テロ発生を想定した合同訓練や施設におけるテロ対策をチェックする警備診断等を実施する。

### テロ等各種事案に応じた対処マニュアルの整備・周知

#### テロ発生時、不審者・不審物発見時の連絡・対応要領

テロ発生時、不審者・不審物の発見時等の連絡・対応要領、警察・消防・海上保安機関等への通報要領等を整備し、従業員に周知徹底する。



#### 窓口スタッフの対応要領

爆破予告やテロ予告等の情報を受けける可能性のある電話受付担当者、訪問受付担当者の対応要領を整備し、従業員に周知徹底する。

#### 対応要領の常時携帯

要約・小型化した対応要領を作成し、従業員・警備員等に常時携帯させる。

## テロ対処訓練の実施

従業員・出入業者等が参加するテロ対処訓練を定期的に実施し、テロ発生時の対応要領について確認するとともに、参加者のテロ対策への意識を高める。

また、警察・消防・海上保安機関、周辺の民間事業者等と共同で訓練を実施することで、より実態に即した訓練が可能となる。



## 救命講習の受講

テロ発生時に被害者に適切な応急手当てを施せるように従業員・警備員等による救命講習を実施する。



## 従業員・出入業者によるテロ対策ワッペン等の着用

従業員・出入業者にテロ対策に従事している旨のワッペンを着用してもらうことにより、テロ対策への共通認識を醸成するとともに、ワッペンを目にする施設の利用者の協力を得る。



## 2 「見せる警戒」「施設利用者の協力」によるテロ対策

ソフトターゲットとされる施設は、多数の出入口が設置され、利用者が自由に入り出しができるから、従業員・警備員による巡回警備や警察機関による警戒だけでは、不審者・不審物の発見は困難である。そこで、従業員・警備員が警戒を行う際には、その状況を積極的に見せるとともに、施設の利用者に対しても、不審者・不審物の発見、発見時の連絡・通報の協力を要請するなどして、テロリストに対する威嚇効果、テロに対する抑止効果を高める。

### 従業員・警備員による警戒態勢を明示した巡回警備

従業員・警備員が施設内を巡回し、不審者・不審物の発見に努める。その際に、「警備中」、「警戒中」等と記した腕章・ゼッケン等を着用することにより、施設が警戒態勢を取っていることを対外的に明示する。

また、警備巡回ルート・時間を固定化させないことで、テロリストから狙われにくい施設であることを示す。



### 従業員・警備員による手荷物検査等の実施

出入口が限られる劇場・スタジアム等の施設やクルーズ船等の入場口において、手荷物確認を行う旨の案内を表示してテロリストに対する抑止効果を高めるほか、従業員・警備員による視認や金属探知機等を用いた手荷物検査を実施し、不審物の持込みを防止する。

さらに、施設等に送付される郵便物・荷物等のX線検査を実施する。

### 警察機関との連携を明示

警察官・海上保安官等とともに巡回警備を実施するほか、「警察官立寄所」、「海上保安官連絡所」等のステッカーを掲げるなど、施設が警察機関と緊密に連携をとっていることを明示する。



### 夜間における屋内外の照明点灯

室内灯や屋外照明を夜間に常時点灯又はセンサーライトを使用することで、24時間体制で警戒していることを示し、不審者の施設内や敷地内への侵入を抑止する。

## 不審者・不審物に対する警戒強化の放送・表示

テロへの警戒を行っていることを施設内外の電光掲示板や大型モニターに表示させたり、「防犯カメラ作動中」等のメッセージを明示する。



## 不審者・不審物発見時の協力の要請

利用者に対し、施設内の不審者・不審物への注意を喚起し、これらを発見した際に、従業員・警備員等へ通報・連絡の協力を要請するため、カード・パンフレットの配布、掲示や放送等による呼び掛けを行う。



## 不審者・不審物発見時の連絡手段の整備・周知

利用者が不審者・不審物等を発見した際に、従業員・警備員、警察機関等に通報・連絡するための「非常用インターホン」、「防犯ボタン」等を整備し、その利用について、使用法等を掲示する。



### 3 環境・資機材等の整備によるテロ対策

防犯カメラや緊急連絡・通報用の設備等の資機材を導入・整備するとともに、従業員等のＩＤカードの着用、立入制限エリアとパブリックエリアの区別の明確化、人目のつきやすい場所へのゴミ箱の集約などを実施することにより、テロ対策に適した環境を整備する。

#### 防犯カメラの設置・増設

テロ発生時に容疑者特定の重要な手がかりとなる、防犯カメラを増設・設置する。この際、防犯カメラの映像を用いた不審者・不審物検知システムを導入することにより、不審者・不審物の早期発見に繋がる。



#### 迅速に連絡・通報できる非常用ボタンの設置

テロの発生、不審者の侵入、不審物の発見等の不測の事態が発生した際に、利用者受付や施設内テナント・売店等から警備室、防災センター等に直接連絡・通報できる非常用ボタンを設置し、迅速な連絡が取れる体制を構築する。

#### 従業員・出入業者の識別票等の着用

従業員・出入業者、利用者等に名札・ＩＤカード、入館証等を着用させることにより、部外者等との識別を徹底する。また、識別証、制服、社用車などの紛失盗難防止も徹底する。



#### 車両入構証の発行、放置車両の撤去

従業員・出入業者に車両入構証を発行し、施設へ入構する車両に表示させることで、不審車両を排除する。また、不審車両の検索を容易にするため、施設内や施設周辺に放置されている車両を撤去するほか、長時間駐車している車両に撤去の警告書を貼付し、不審車両への警戒が容易な環境を整備する。

#### 立入制限エリア・パブリックエリアの分離

従業員・出入業者等だけが立入可能なエリアと誰でも立入可能なエリアをセキュリティゲート・施錠・シャッター等によって明確に分離したり、ＩＣカード等によって従業員・出入業者等の入退室管理を行う。



また、施錠不備等があった際に従業員・警備員、防災センター等へ自動的に連絡するシステムを導入することなどにより、更に厳格な警戒が可能となる。

このほか、施設の出入口の使用を最小限にとどめることで、警戒範囲のコントロールが可能となる。

## ゴミ箱の削減・集約、透明ゴミ箱の設置

施設内のゴミ箱を必要最小限の数に削減するとともに、従業員・警備員等の目の届く場所、人目のつきやすい場所へ集約し、中身の見える透明ゴミ箱を設置する。



## コインロッカーの使用制限

テロリストに狙われる可能性が高まる国際的大規模イベント等の実施期間中に、爆弾等が設置され得るコインロッカー、冷蔵ロッカー等の使用を中止する。

## 点検口、消火栓設備扉等の封印

トイレの点検口、消火栓設備等の扉を封印することで、不審物が設置される可能性を排除する。

## 防犯・退避用資機材の整備

不審者に対処するための刺又、利用者を退避させるための誘導灯、メガホンなどを整備し、不測の事態に備える。また、テロ対処訓練等に際し、これら資機材の取扱講習を実施する。